

第 35 回学会等開催助成申込要項

1. 趣 旨

本事業は、地域の学術文化の振興を図るため、大幸財団学術振興助成規程の定めるところにより、愛知県内の大学等学術研究教育機関に所属する研究者が、県内において開催する学会・研究会（以下「学会等」という）を助成することを目的とします。

2. 助成期間

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日から、平成 31 年 3 月 31 日までに開催する学会等です。
- (2) 助成期間を前期と後期に区分します。前期は、平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで、後期は平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに開催予定のものとしします。

3. 助成額

開催する学会の規模内容を考慮し、1 件当たり国内学会は 30 万円以内、国際学会は 50 万円以内とします。

4. 応募条件

- (1) 申込者の在籍する大学等学術研究教育機関長の推薦を必要とします。
- (2) 開催場所は愛知県内に限ります。
- (3) 分野は特に制限しません。
- (4) 国際学会とは外国の研究者を講師として招くというのではなく、複数の外国人研究者が参加することです。
- (5) 学内の会議・研究会及び学生が主体となるものは対象としません。
- (6) 年度中における同一学会等の申請は 1 件に限ります。

5. 助成対象となる経費

- (1) 他機関から助成されない経費のうち、次に該当する分です。
謝金、旅費、会場費、人件費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等。
(内容を項目別に明記すること)
- (2) 申込書の予算内容欄には、当財団分のみでなく総額について、記入してください。
- (3) 他機関からの助成予定額と、負担額を区分して記載し、差し引きして当財団への申請額を記入してください。
- (4) 飲食費は対象としません。

6. 応募方法

- (1) 申込書は所属機関を通して、提出してください。(別紙様式 1)
- (2) 併せて学会等開催の資料(プログラム等)を、添付してください。
- (3) 申込時、内容について未定事項のある場合はその旨付記してください。
- (4) 申込書は、和文でワープロ文字にて記入してください。

7. 提出期限

申込期間は、前期は平成 30 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日まで、後期は平成 30 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までとします。

8. 選考結果の通知及び助成金の給付

- (1) 選考委員会を前期は平成 30 年 4 月中旬、後期は平成 30 年 10 月中旬に開き、選考結果を通知します。
- (2) 給付は、学会等開催終了後に所定書類の受理により、指定される金融機関口座に送金します。

9. 開催後の報告書提出

- (1) 報告書(別紙様式 2)の提出は、会議終了後 3 ヶ月以内です。
- (2) 印刷物発行の場合は、『公益財団法人 大幸財団(英文は、DAIKO FOUNDATION)の助成による』旨を書き添えてください。

10. 付記事項

申込書類は、原則として返却しません。